



2025年3月25日

各 位

会 社 名 株式会社佐藤渡辺
代表者名 代表取締役社長 鎌田 修治
(コード番号 1807 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員管理本部総務部長
池原 正樹
(TEL 03-3453-7351)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、福島県石川郡石川町が発注する工事の入札に関し、談合罪で当社従業員が略式命令を受け、その刑が確定したことにより、本日付で、国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の処分を厳粛かつ真摯に受け止め、役職員一同、さらなるコンプライアンスの徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における土木工事業及び舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

2. 営業停止期間

2025年4月9日から2025年8月6日までの120日間

3. 業績に与える影響

今後の状況により、業績予想の修正が必要となった場合は、速やかに開示いたします。

以上